

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 (普通徴収切替記載例)

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

久喜市長殿 令和X年〇月△日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒349-0014 埼玉県久喜市栗橋〇〇-△											特別徴収義務者 指定番号	123456789						
		フリガナ	ショウブ											宛名番号							
		氏名又は名称	株式会社 菖蒲											所属	人事課 人事労務係						
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	担連 当 者 先	氏名	鷲宮 次郎			
														電話	0480-53-1111 内線(1111)						
給与所得者	フリガナ	クキ ハナコ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏名	久喜 花子																			
	生年月日	平成2年 3月 4日																			
	個人番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9							9	9	
	受給者番号 (任意)	112321																			
1月1日 現在の住 所	埼玉県久喜市久喜中央1丁目〇番〇号											6	月か ら	9	月か ら	X	年	1	1. 退 職 2. 転 長 3. 休 欠 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 〔事由・理由〕	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の 住所												140,000	円	8	月	31	日				
6	月か ら	9	月か ら	X	年	1															
8	月	5	月																		
31	日																				

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	〒	新規	法人番号																	新しい勤務先へは、月割額		円を
新(特)																				月分(翌月10日納入期限分)から		

8月末で退職した給与所得者について、9月分以降の徴収方法を普通徴収に変更する場合

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

番号を
記入

月 日 円 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和X年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
1	2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒346-8501 久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係
 【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 FAX：0480-23-6905 FAXの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。
 ※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

御注意

4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付してください。
 また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付してください。
 新勤務先では、「特別徴収継続の場合」の欄に記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 (普通徴収切替記載例)

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

久喜市長殿 令和X年〇月△日提出	〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒349-0014 埼玉県久喜市栗橋〇〇-△											特別徴収義務者 指定番号	123456789											
		フリガナ	ショウブ											宛名番号												
		氏名又は名称	株式会社 菖蒲											所属	人事課 人事労務係											
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	担連 当 者 先	氏名	鷲宮 次郎								
														電話	0480-53-1111 内線(1111)											
給与所得者	フリガナ	クキ ハナコ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名	久喜 花子																								
	生年月日	平成2年 3月 4日																								
	個人番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9							9	9						
	受給者番号 (任意)	112321																								
1月1日 現在の住 所	埼玉県久喜市久喜中央1丁目〇番〇号											6	月か ら	9	月か ら	X	年	1	1. 退 職 2. 転 長 3. 休 欠 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他 (事由・理由)	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
異動後の 住 所												8	月ま	5	月ま	8	月									
														140,000	円	35,600	円	104,400				円	31	日		
														右から 番号を 記入								右から 番号を 記入				
														右から 番号を 記入								右から 番号を 記入				

8月末で退職した給与所得者について、9月分以降の税額を一括で納入する場合

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑
一括徴収税額 (納入額と同額)

※一括徴収した税額は、徴収した日の属する月の翌月10日までに、その全額を他の納税義務者の税額と合わせて納入してください。

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
理由	1 右から 番号を 記入	9 月 20 日	104,400 円	9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		1. 異動が令和X年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		

3. 普通徴収の場合		理由	右から 番号を 記入
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			

一括で徴収した税額を納入する月を記載します。なお、1月以降の退職や休職等の場合は、原則、一括徴収となります。

【提出先】 〒346-8501 久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係
 【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 FAX：0480-23-6905 FAXの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。
 ※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

御注意
 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では、記
 また、「前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人
 新勤務先では、「特別徴収継続の場合」の欄に記載し、一月一日
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は「一括徴収」の欄に「1」を記入してください。

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 (普通徴収切替記載例)

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者 指定番号	123456789
宛名番号	
所在地	〒349-0014 埼玉県久喜市栗橋〇〇-△
フリガナ	ショウブ
氏名	株式会社 菖蒲
所属	人事課 人事労務係
番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
個人番号	
フリガナ	クキ ハナコ
氏名	久喜 花子
生年月日	平成2年 3月 4日
個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
受給者番号 (任意)	112321
1月1日 現在の住所	埼玉県久喜市久喜中央1丁目〇番〇号
異動後の 住所	
特別徴収税額 (年税額)	140,000 円
(イ) 徴収済額	35,600 円
(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	104,400 円
異動日	X 年 8 月 31 日
異動の事由	2 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 (事由・理由)
異動後の未徴収 税額の徴収方法	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

異動後の新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は前勤務先では記載しないでください。

8月末で退職する給与所得者について、9月分から新勤務先で特別徴収する場合

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	987654321 (新規)	法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	新しい勤務先へは、月割額	11,600 円を
所在地	〒346-0192 埼玉県××市△△1-2-3	担当者 連絡先	所属 庶務課 社員係	9 月分 (翌月10日納入期限分) から	
フリガナ	ナンサイフドウサン	氏名	埼葛 三郎	徴収し、納入するよう連絡済みです。	
氏名又は名称	南埼玉不動産 株式会社	電話	0480-85-1111 内線(2222)	受給者番号 (任意)	AAA-0001
				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	2 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

新勤務先で特別徴収を開始する月とその月割額を記載します。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月 日	円	月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
----	--	--------	-----	---	-----------------------------

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

【提出先】 〒346-8501 久喜市下早見85番地の3 久喜市役所 市民税課 市民税第2係
【連絡先】 代表電話：0480-22-1111 FAX：0480-23-6905 FAXの場合は、後日、原本の郵送をお願いします。
※各種様式は久喜市ホームページからダウンロードできます。

御注意
黒の欄は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
「宛名」は、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付してください。
「フリガナ」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「氏名又は名称」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「住所」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「所在地」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「フリガナ」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「氏名又は名称」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「電話番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「法人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「担当連絡先」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「所属」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「電話」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「受給者番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「納入書の要否」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「理由」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「月日」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「円」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「月分」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
「納入します。」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。